

## 規 則

養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。  
平成二十四年十二月二十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第五十七号

養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年愛知県条例第六十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第四条の規則で定める記録)

第二条 条例第四条の規則で定める記録は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)第九条第二項各号に掲げる記録とする。

(条例第九条において準用する条例第四条の規則で定める記録)

第三条 条例第九条において準用する条例第四条の規則で定める記録は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第九条第一項各号(ユニット型特別養護老人ホーム)同令第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。)にあっては同令第四十二条において準用する同項各号、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(同令第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。)にあっては同令第六十二条において準用する同項各号)に掲げる記録とする。

(条例第十二条において準用する条例第四条の規則で定める記録)

第四条 条例第十二条において準用する条例第四条の規則で定める記録は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第一百七号)第九条第二項各号に掲げる記録とする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。  
平成二十四年十二月二十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第五十八号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年愛知県条例第七十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第五条第一号の規則で定める記録)

第二条 条例第五条第一号の規則で定める記録は、次の各号に掲げる指定居宅サービスの事業の区分に応じ、当該各号に定める規定に掲げる記録とする。

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。)第四条に規定する指定訪問介護の事業 指定居宅サービス等基準省令第三十九条第二項各号

二 指定居宅サービス等基準省令第四十四条に規定する指定訪問入浴介護の事業 指定居宅サービス等基準省令第五十三条の二第二項各号

三 指定居宅サービス等基準省令第五十九条に規定する指定訪問看護の事業 指定居宅サービス等基準省令第七十二条の二第二項各号

四 指定居宅サービス等基準省令第七十五条に規定する指定訪問リハビリテーションの事業 指定居宅サービス等基準省令第八十二条の二第二項各号

五 指定居宅サービス等基準省令第八十四条に規定する指定居宅療養管理指導の事業 指定居宅サービス等基準省令第九十条の二第二項各号

六 指定居宅サービス等基準省令第九十二条に規定する指定通所介護の事業 指定居宅サービス等基準省令第一百四十二条の二第二項各号(指定居宅サービス等基準省令第一百五十二条の二に規定する指定療養通所介護の事業にあっては、指定居宅サービス等基準省令第一百五十二条の十八第二項各号)

七 指定居宅サービス等基準省令第一百零一条に規定する指定通所リハビリテーションの事業 指定居宅サービス等基準省令第一百零八条の二第二項各号

八 指定居宅サービス等基準省令第一百二十条に規定する指定短期入所生活介護の事業 指定居宅サービス等基準省令第一百三十九条の二第二項各号(指定居宅サービス等基準省令第一百四十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業にあっては、指定居宅サービス等基準省令第一百四十条の十三において準用する同項各号)

九 指定居宅サービス等基準省令第一百四十一条に規定する指定短期入所療養介護の事業 指定居宅サービス等基準省令第一百五十四条の二第二項各号(指定居宅サービス等基準省令第一百五十五条の二に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業にあっては、指定居宅サービス等基準省令第一百五十五条の十二

において準用する同項各号)

十 指定居宅サービス等基準省令第七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護の事業 指定居宅サービス等基準省令第九十一条の三第二項各号(指定居宅サービス等基準省令第九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業にあっては、指定居宅サービス等基準省令第九十二条の十一第二項各号)

十一 指定居宅サービス等基準省令第九十三条に規定する指定福祉用具貸与の事業 指定居宅サービス等基準省令第二百四条の二第二項各号

十二 指定居宅サービス等基準省令第二百七条に規定する指定特定福祉用具販売の事業 指定居宅サービス等基準省令第二百五十五条第二項各号

(条例第八十八条第二項において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録)

第三条 条例第八十八条第二項において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録は、次の各号に掲げる基準該当居宅サービスの事業の区分に応じ、当該各号に定める規定に掲げる記録とする。

一 指定居宅サービス等基準省令第四十条第一項に規定する基準該当訪問介護の事業 指定居宅サービス等基準省令第四十三条において準用する指定居宅サービス等基準省令第三十九条第二項各号

二 指定居宅サービス等基準省令第五十五条第一項に規定する基準該当訪問入浴介護の事業 指定居宅サービス等基準省令第五十八条において準用する指定居宅サービス等基準省令第五十三条の二第二項各号

三 指定居宅サービス等基準省令第六十条第一項に規定する基準該当通所介護の事業 指定居宅サービス等基準省令第九十九条において準用する指定居宅サービス等基準省令第四十条の二第二項各号

四 指定居宅サービス等基準省令第四十条の二十六に規定する基準該当短期入所生活介護の事業 指定居宅サービス等基準省令第四十条の三十二において準用する指定居宅サービス等基準省令第三百二十九条の二第二項各号

五 指定居宅サービス等基準省令第二百五十五条の二第一項に規定する基準該当福祉用具貸与の事業 指定居宅サービス等基準省令第二百六条において準用する指定居宅サービス等基準省令第二百四条の二第二項各号

(条例第十五条において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録)

第四条 条例第十五条において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録は、指定介護老人福祉施設の人

員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第三十七条第二項各号(同令第三十八

条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、同令第四十九条において準用する同項各号)

に掲げる記録とする。

(条例第二十一条において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録)

第五条 条例第二十一条において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録は、介護老人保健施設の人

員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第三十八条第二項各号(同令

第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設にあっては、同令第五十条において準用する同項各号)

に掲げる記録とする。

(条例第二十四条第一項において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録)

第六条 条例第二十四条第一項において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録は、次の各号に掲げ

る指定介護予防サービスの事業の区分に応じ、当該各号に定める規定に掲げる記録とする。

一 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)以下「指定介護予防

サービス等基準省令」という。)第四条に規定する指定介護予防訪問介護の事業 指定介護予防サービス

等基準省令第三十七条第二項各号

二 指定介護予防サービス等基準省令第四十六条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業 指定介護

予防サービス等基準省令第五十四条第二項各号

三 指定介護予防サービス等基準省令第六十二条に規定する指定介護予防訪問看護の事業 指定介護予防

サービス等基準省令第七十三条第二項各号

四 指定介護予防サービス等基準省令第七十八条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションの事業

指定介護予防サービス等基準省令第八十三条第二項各号

五 指定介護予防サービス等基準省令第八十七条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導の事業 指定

介護予防サービス等基準省令第九十二条第二項各号

六 指定介護予防サービス等基準省令第九十六条に規定する指定介護予防通所介護の事業 指定介護予防

サービス等基準省令第九十六条第一項各号

七 指定介護予防サービス等基準省令第一百六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションの事業

指定介護予防サービス等基準省令第一百二十二条第二項各号

八 指定介護予防サービス等基準省令第二十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護の事業 指

定介護予防サービス等基準省令第四十一条第二項各号

九 指定介護予防サービス等基準省令第八十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業 指

定介護予防サービス等基準省令第九十四条第二項各号

十 指定介護予防サービス等基準省令第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介

護の事業 指定介護予防サービス等基準省令第二百四十四条第二項各号(指定介護予防サービス等基準

省令第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業にあつ

ては、指定介護予防サービス等基準省令第二百六十一条第二項各号)

十一 指定介護予防サ―ビス等基準省令第二百六十五条に規定する指定介護予防福祉用具貸与の事業 指  
 定介護予防サ―ビス等基準省令第二百七十五条第二項各号  
 十二 指定介護予防サ―ビス等基準省令第二百八十一条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の事業  
 指定介護予防サ―ビス等基準省令第二百八十八条第二項各号  
 (条例第二十七条第二項において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録)

第七条 条例第二十七条第二項において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録は、次の各号に掲げ  
 る基準該当介護予防サ―ビスの事業の区分に応じ、当該各号に定める規定に掲げる記録とする。

一 指定介護予防サ―ビス等基準省令第四十一条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護の事業 指  
 定介護予防サ―ビス等基準省令第四十五条において準用する指定介護予防サ―ビス等基準省令第三十七  
 条第二項各号

二 指定介護予防サ―ビス等基準省令第五十八条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護の事業  
 指定介護予防サ―ビス等基準省令第六十一条において準用する指定介護予防サ―ビス等基準省令第五  
 十四条第二項各号

三 指定介護予防サ―ビス等基準省令第一百二十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護の事業 指  
 定介護予防サ―ビス等基準省令第一百五十五条において準用する指定介護予防サ―ビス等基準省令第一百六  
 条第二項各号

四 指定介護予防サ―ビス等基準省令第一百七十九条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護の事業  
 指定介護予防サ―ビス等基準省令第八十五条において準用する指定介護予防サ―ビス等基準省令第  
 百四十一条第二項各号

五 指定介護予防サ―ビス等基準省令第二百七十九条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与の  
 事業 指定介護予防サ―ビス等基準省令第二百八十条において準用する指定介護予防サ―ビス等基準省  
 令第二百七十五条第二項各号

(条例第三十三条において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録)

第八条 条例第三十三条において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録は、健康保険法等の一部を  
 改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有す  
 るものとされる指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十  
 一号)第三十六条第二項各号(同令第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設にあっては、  
 同令第五十条において準用する同項各号)に掲げる記録とする。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

愛知県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第五十九号

愛知県規則の一部を改正する規則

愛知県県税規則(昭和二十五年愛知県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式(その一)表中「表」を削り、同様式裏を削る。

附則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

愛知県心身障害者コロニー管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第六十号

愛知県心身障害者コロニー管理規則の一部を改正する規則

愛知県心身障害者コロニー管理規則(昭和四十四年愛知県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「愛知県立春日台養護学校」を「愛知県立春日台特別支援学校」に改める。

第二十六条中「厚生労働大臣の」を「職業能力開発促進法施行条例(平成二十四年愛知県条例第七十三号)  
 第四条第一項第二号及び第二項並びに第五条第一項第二号及び第二項に」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

愛知県食品衛生規則及び愛知県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第六十一号

愛知県食品衛生規則及び愛知県事務委任規則の一部を改正する規則

(愛知県食品衛生規則の一部改正)

第一条 愛知県食品衛生規則(昭和三十三年愛知県規則第七号)の一部を次のように改正する。